



## 目的

中小企業自らが、事業継続、新商品の開発、業態変換等に取り組む際、市が委託する中小企業診断士による支援を受け事業計画を策定。その後、具体的な取り組みを展開していく場合、中小企業者が策定した事業計画の実現に必要なコンサルタント等のアドバイザーの支援を受けていくための費用や設備投資費用の一部を助成する。相談から、計画実現の支援までを市の制度としてワンストップで行う。

## I. 中小企業診断士による無料相談

### ▽業務概要

- ①受付業務
- ②中小企業診断士による相談業務
- ③事業計画策定支援
- ④計画実現のための専門家のアレンジ支援
- ⑤業務全体の管理(品質、進捗)

### ▽相談業務について

相談業務については、各事業者にあった形で、出張したりしながら中に入りながらアドバイスを行う。(伴走型支援)

(例:最初は対面の面談を行い2回目から現地で行う)  
(全4回を想定)

※事業承継に関することについては愛知県事業承継・引継ぎ支援センターと連携実施

### ▽目指すゴール

事業計画の策定から計画実現をワンストップで支援

連動した  
支援体制

## II. 事業者への補助

### ▽事業概要

左記相談業務にて作成された事業計画実現のため、個別のアドバイザーを依頼することに係る費用や設備投資費用の一部に対し補助する。(R4年度支払分に限る)

#### ①アドバイザーの支援

補助率1/2 上限500,000円/件

補助対象者 中小企業基本法第2条第1項に規定する  
中小企業者

※専門家等との契約に対して支払う補助金なので成果報告、実績報告は求めるものではない。

#### ②設備投資の支援

補助率1/2

中小企業基本法に定める中小企業者

上限1,000,000円/件 50万円以上の設備

上記のうち、小規模企業者

上限1,000,000円/件 15万円以上の設備

①、②併用可 上限1,000,000円



## 事業スキーム

